

## 指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 協和機工株式会社  
法人番号： 9011801007091  
住 所： 東京都足立区千住宮元町1番12号
- 指名停止措置期間： ①別表第2 3口 令和5年11月17日から令和6年1月16日まで(2ヵ月)  
②別表第2 4口 令和5年11月17日から令和5年12月16日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲： ①中国地方測量部管内  
②中国地方測量部管内を除く全国

### 4. 事実概要：

協和機工株式会社の広島営業所長は、岡山刑務所発注の刑務作業用の木工製品加工機器に関わる令和4年7月の一般競争入札をめぐり、同刑務所の職員が漏洩した非公表の予定価格に近い金額の情報を利用して落札し、謝礼として飲食店で約2万7千円分の接待をした疑いがあるとして、令和5年9月27日贈賄と官製談合防止法の疑いで岡山県警に逮捕された。

### 5. 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である協和機工株式会社の営業所長の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第3号口及び第4号口(贈賄)に該当するものである。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
1～2 略	略
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヵ月以内 2ヵ月以上6ヶ月以内 1ヵ月以上3ヶ月以内
4 次のイ又はロに掲げる者が当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヵ月以内 1ヵ月以上3ヶ月以内
5～16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通)  
総務部契約管理官 野本 英樹 電話 029-864-6870 (直通)